

# ダイオキシン類に関する規制について

## ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

ダイオキシン類対策特別措置法は、**ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質**であることから、ダイオキシン類による環境汚染の防止・その除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準などを定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的に制定されました。

### 〔主な規定〕

#### 1 耐容一日摂取量

人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがないダイオキシン類の摂取量（TDI）

1日当たり体重1kg当たり 4 pg（ピコグラム）TEQ\*

※TEQ：ダイオキシン類は2つのベンゼン環を有し、それに結合する塩素の数や位置によって毒性が異なる。そこで、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し、これを足し合わせた値を毒性当量（TEQ）と呼ぶ。

#### 2 環境基準

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

大気 年間平均 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>N以下 水質 年間平均 1 pg-TEQ/L 以下

底質 150 pg-TEQ/g以下 土壌 1,000 pg-TEQ/g 以下

#### 3 排出ガス及び排出水に関する規制

排出ガス又は排出水について定めた排出基準が適用される施設（特定施設）や工場又は事業場（特定事業場）は、排出基準に違反してダイオキシン類を排出してはならない。

#### 4 汚染の状況に関する調査等

市は、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について常時監視し、その結果を公表する。

排出基準が適用される施設の設置者は、毎年1回以上、ダイオキシン類の排出状況を測定し、市に報告し、市は測定結果を公表する。

### ◎お問い合わせ先

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

大気関係 電話 048(829)1330

水質関係 電話 048(829)1331

FAX 048(829)1991

## ○事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等のための措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

## ○対象事業者及び排出基準

この法律によりダイオキシン類の排出が規制される対象は、次表に掲げる大気及び水質関係の特定施設、又は特定施設を設置する工場又は事業場です。

□大気関係：特定施設から大気中に排出される排出ガスに適用される排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

別表第1 号番号	特定施設の種類	該当規模要件		排出基準	
				新設	既設 <sup>注1</sup>
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が、1 t/h以上		0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く）	変圧器の定格容量が、1,000kVA以上		0.5	5
3	亜鉛の回収（製鋼用の電気炉の集じん灰からの亜鉛の回収に限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が、0.5t/h以上		1	10
4	アルミニウム合金製造（原料としてアルミニウムくず（当該工場の圧延工程から生じたものを除く）を使用するものに限る）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料の処理能力が、0.5t/h以上	1	5
		溶解炉			
5	廃棄物焼却炉（注1, 2）	焼却能力が、50kg/h以上又は火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上	焼却能力 4t/h以上	0.1	1
			焼却能力2t/h以上～4t/h未満	1	5
			焼却能力 2t/h未満	5	10

(注1) 廃棄物焼却炉（火格子面積2 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼の用に供する電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたもの（設置工事をしているものを含まず）、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものが既設となります。

(注2) 複数の廃棄物焼却炉を設置している場合は、火床面積又は焼却能力を合計して規模要件の当否を判断します。

□水質関係：特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排出水に適用される排出基準

(単位：pg-TEQ/L)

別表第2号番号	特定施設の種類	排出基準
1	クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する排ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する排ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	
	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって、汚水等を排出するもの	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記1号から17号まで及び19号の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記1号から17号までの施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

## □廃棄物関係

廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生を含む）を行う場合には、ダイオキシン類濃度を3ng-TEQ/g以下に処理しなければなりません。（法第24条, 規則第7条の2）

【注意】 廃棄物焼却炉の「集じん機で集められたばいじん」や「焼却灰その他の燃え殻」以外にも含まれるダイオキシン類の濃度により**特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物**（以下「特別管理廃棄物」）となるものがあります。（下表）

特定施設を設置している方は、その処理に当たっては注意してください。

設置している特定施設		ダイオキシン類の含有量により特別管理廃棄物となるもの
大気 関係 特定 施設	製鋼用電気炉	ばいじん及びばいじんを処分するために処理したもの
	アルミ合金製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	
	廃棄物焼却炉	ばいじん、燃え殻 及びそれらを処分するために処理したもの
水質関係特定施設		工場・事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びそれらを 処分するために処理したもの

（上記は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に関する特別管理廃棄物のみ記載しています）

## ○届出関係

特定施設を設置しようとする方、又は特定施設を設置している方は、市環境対策課に、下記の届出をする必要があります。

届出に当たっては、正本の他に、写しを1部（控えが必要な方は、必要部数の写しを）提出してください。

届出の種類	届出の要する場合	届出の期限
設置届	新たに施設を設置する場合	事前に（最大60日間は設置工事の着工ができません）
使用届	既に設置されている施設が、法の改正等で特定施設になった場合	対象となった日から30日以内
構造等変更届	施設の構造、使用の方法、発生ガス・汚水・廃液の処理の方法を変更する場合	事前に（最大60日間は設置工事の着工ができません）
使用廃止届	施設を廃止した場合	廃止後30日以内
氏名等変更届	氏名、名称、代表者や住所が変更になった場合	変更後30日以内
承継届	施設の譲渡、貸借、相続、合併・分割があった場合	承継後30日以内

## ○公害防止組織関係

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律又はさいたま市生活環境の保全に関する条例により、ダイオキシン類関係公害防止統括者等を選任し、市環境対策課に届出をする必要があります。

公害防止組織法	公害防止統括者	公害防止管理者
対象施設	p.2 大気関係特定施設 別表第1 第1号～第4号施設 (製鋼用電気炉、アルミ溶解炉など製造施設) p.3 水質関係特定施設 別表第2 第1号～第14号施設 (パルプ製造の漂白施設などの製造施設)	
常時使用する従業員数	21人以上の特定工場	すべての特定工場
選任資格	—	公害防止管理者資格
生活環境の保全に関する条例	公害防止監督者	公害防止主任者
対象施設	p.2 大気関係特定施設 別表第1 第5号施設 (廃棄物焼却炉) p.3 水質関係特定施設 別表第2 第15号、第19号施設 (廃棄物焼却炉集じん施設等、水処理施設)	
常時使用する従業員数	11人以上の工場又は事業場 (指定工場等)	すべての工場又は事業場 (指定工場等)
選任資格	—	公害防止管理者資格又は公害防止主任者資格
備考		
<p>1 「ダイオキシン類に係る公害防止主任者」は、次の工場又は事業場にあつては選任する必要がありません。</p> <p>(1) 公害防止管理者を選任する特定工場</p> <p>(2) 廃棄物処理法第21条第1項に基づく技術管理者を置く工場又は事業場</p> <p>(3) 下水道法第2条に定める終末処理場</p> <p>(4) 水質関係の施設であつて、排出水を排出しない工場又は事業場</p> <p>2 公害防止統括者又は監督者は、選任の義務が生じたときから、30日以内に選任し、選任の日から30日以内に市に届け出てください。</p> <p>3 公害防止管理者又は主任者は、選任の義務が生じたときから、60日以内に選任し、選任の日から30日以内に市に届け出てください。</p>		

## ○設置者による測定・報告関係

大気関係又は水質関係の特定施設の設置者は、次によりダイオキシン類の測定を行い、その結果を市に報告しなければなりません。報告に当たっては、正本の他に、写しを1部（控えが必要な方は必要部数の写しを）提出してください。（計量証明書の写しの添付をお願いします。）

測定対象	測定対象試料	測定回数
廃棄物焼却炉	当該施設の <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           排出ガス            集じん機のばいじん            焼却灰その他の燃え殻         </div>	年1回以上
上記以外の大気関係特定施設	当該施設の排出ガス	
水質関係特定施設を設置する工場又は事業場	当該事業場の排水	

報告期限：測定を行った日から60日以内

報告先：市環境対策課

測定方法：自社又は計量証明事業者に委託して測定する。

その他：大気関係特定施設の煙突には、排出ガス測定孔を設置する（次ページ参照）。



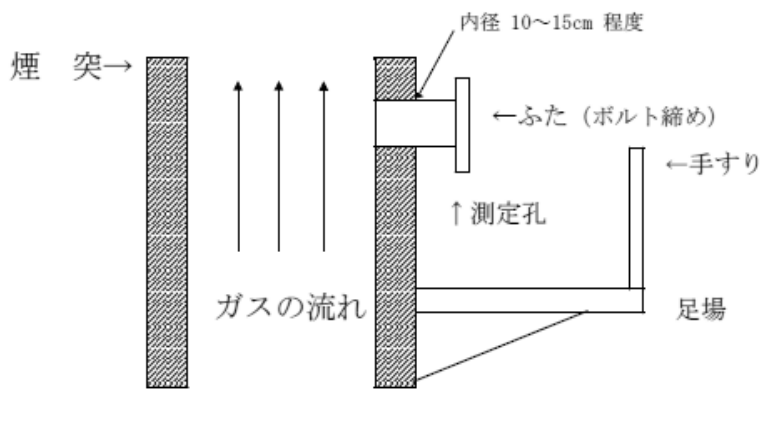
## 〔参考〕

測定孔の設置について（JIS Z 8808）

設置場所：煙道が直線状で、太さに変化のない場所に設置してください。

形 状：内径が10～15cm程度のもので、測定時以外は適当なふたで密閉しておけるものにして下さい。

※下図の例を参考にしてください。



※煙道の断面積が $0.25\text{m}^2$ を超える円形断面の場合は、直交する直径線上に2箇所の測定孔を設置してください。

## ○廃棄物焼却炉の撤去

焼却炉を撤去する場合には、厚生労働省が定めた廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に沿って解体を行ってください。

お問い合わせは、所轄労働基準監督署の安全衛生担当又は埼玉労働局労働基準部安全衛生課にお願いします。

## ○罰則

この法律の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則は次のとおりです。

違反内容	罰則
排出基準違反のおそれに対する改善命令などに違反した場合	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
排出基準に違反した場合	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
特定施設の設置届をしなかった場合	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
必要な報告をしなかった場合立入検査を拒んだ場合	20万円以下の罰金